

自転車通学について

①現在の自転車利用上の決まり

【自転車利用上のきまり】

- | | |
|---------------------|------------------------|
| ①交通ルールを守ること | ②自転車の点検と整備に努めること |
| ③定められた通学路を通ること | ④ヘルメットを被り、あごひもをすること |
| ⑤雨天時は合羽(カッパ)を着用すること | ⑥自転車は所定の場所に駐輪すること |
| ⑦鑑札を所定の場所に取り付けること | ⑧サドルは、地面に両足がつくこと |
| ⑨自転車保険に加入していること | ⑩サブバッグ等を荷台に縛る(カゴに入れない) |

【自転車点検項目】

点検項目	主な確認事項	点検項目	主な確認事項
鑑札	泥よけについている	ライト	正常に点灯する
荷台ひも	荷台と荷ひもがある	反射材	反射材がついている
スタンド	両立スタンドがついている	ヘルメット	破損がなく、あご紐がついている
ブレーキ	前後輪ともに効く	ハンドル	固定されている
ベル	音が正常に鳴る	合羽(カッパ)	合羽(カッパ)を常備している
サドル	両足が地面につく	自転車保険	保険等に加入している
荷台	変形等させていない		

②新たに追加するルールについて

◎違反

自転車利用上の決まり及び自転者点検項目の意図的な不整備が確認できた場合には、一定期間の自転車通学の停止とします。

【例 交差点での一時不停止・通学路違反・ヘルメットの未着用・二人乗り
道路のななめ横断・・・等】

○停止期間について

- 違反1回目：厳重注意・家庭連絡
- 違反2回目：一週間の自転車利用の停止
- 違反3回目：二週間の自転車利用の停止
- 違反4回目以降：三週間の自転車利用の停止

○違反回数の数え方

原則、進級するタイミングで一度リセットしますが、悪質な場合や頻繁に違反を繰り返す場合には、その都度検討します。

最後に・・・

自転車は、法律上「軽自動車」に含まれます。過去には小学生が自転車乗車中に歩行者と衝突し、約1億円の賠償金が発生したこともあります。自転車通学は、とても便利な一方で、大きな責任が求められます。新ルールを加える一番の目的は、事故を起こしたり、巻き込まれたりすることなく、安全に登下校をして欲しいからです。より良い学校生活を送るためにも、協力をお願いします。